令和6年度PTA役員の手引き

1. 主な1年間の活動について

- (1)役員会および運営委員会(年6回程度)
- (2)各委員会(学年、校外指導、成人教育、広報)
- (3)入学式協力(4月)
- (4)運動会協力(5月)
- (5)市 P 連行事等への参加(年間2~3回講演会、講習会など)
 - ※都合がつかずに会議などを欠席する場合は、委員長又は副委員長に必ず連絡 すること。また、会議後に連絡をとり、内容や連絡事項などを確認して活動に支 障を来さないように心掛ける。

2. 連絡網について

- (1)各委員会の連絡網は、委員長の判断で活用する。
- (2)地区連絡網は、教頭先生・校外指導委員担当本部役員・校外指導委員長の順に断ってから使用すること。

3. 活動場所の利用について

- (1)PTA活動は、原則として南小学校で行う。外部での活動は、事前にPTA会長・校長先生の承認を得る。
- (2)事前に学校の都合を伺い、活動場所を決定する。決定後、担当本部役員に連絡後、教頭先生に利用目的・日時を伝え、承認を得てから使用する。
- (3)学校の教室、備品の使用に関しては、教頭先生・担任の先生に相談すること。
- (4)教室を使用後は、使用場所を清掃し、戸締りを必ず点検する。

《会議室の利用について》

- ・職員室に先生方がいる日、時間帯に利用する。月~金曜 8:30~16:30
- ・会議室は、正副委員長が書記に3日前までに予約の連絡をする。
- ①○月○日 ○時~○時②○名③パソコン・プリンター・印刷機使用の有無
- ・使用した布巾は、洗濯して戻す。
- ・会議室使用後は、片付けと清掃をし、戸締まり消灯を確認してから帰宅する。

《体育館、校庭の利用について》

- ・教頭先生に利用目的・日時を伝え、使用許可を頂き、 『体育施設解放利用許可書』に記入して、前月の第3金曜日までに教頭先生 に提出する。
- ・放送用具、体育用具を利用する場合は、教頭先生にお願いする。

4. 通知文の印刷・配布について

《パソコンの使用について》

- ◆会議室の本部用ロッカー内保管(窓側)。
- ◆持ち出し禁止。

《プリンター、印刷機について》

- ◆10枚以下はプリンター、11枚以上は印刷機を使用する。
- ◆プリンターのインク、印刷機のインク・マスターを交換した際は、正副委員長が 本部会計へ連絡する。

《通知文の印刷・配布について》

- ◆原稿は、印刷前に各委員長・本部担当役員・会長・教職員(教務主任、教頭、校長) の順に確認してもらう。
- ◆児童数・家庭数等については、2F職員室の黒板で随時確認する。
- ◆印刷は、会議室で行う。
- ◆印刷に必要な事務用品等は、棚に入っているものを利用できる。
- ◆会合の二週間前には対象者に届くようにする。 (全会員対象の場合は、更に余裕をみる。)
- ◆出席を確認する場合は、回収期間を4~6日位とる。
- ◆学期当初や学期末は、学校からの配布物が多くなるので、PTAの配布物はできるだけこの時期を避けること。配布の必要があるときは、教頭先生・教務主任の先生に要相談。

《通知文 配布内訳》

- ・家庭数または児童数+1 ⇒職員室の配布用のクラス棚へ入れる。
- ・教職員分(3枚) ⇒控印を押し、教頭先生の机の上に置く。又は手書きで控と 記入する。
- ・予 備 (5 枚) ⇒職員室の配布用クラス棚の上の予備の箱に入れておく。
- ・本部保存用(1枚)⇒PTA会議室「通知文(送信)」ファイルに綴じる。
- ・委員会保存用(1枚) ⇒各委員会ファイルに綴じる。

《PTA連絡箱について》

◆職員室のPTA連絡箱に入っている書類は、会議室のPTA連絡箱へ移動し、 正副委員長を通じて本部役員へ連絡する。

5. その他

《駐車場について》

- ◆PTA用は、体育館横のプール側。
- ◆職員用には停車しない。
- ◆下水溝ふたには、割れるので乗らない。

《動員について》

◆年間1人数回あり。(学校保健委員会等も含む。)

《作成した文書のデータの管理について》

- ◆USBメモリー等でデータをやり取りするときは、データが紛失しないよう 十分注意する。
- ◆完成した文書は、各委員会USBに保存する。
- ◆USBに保存した文書で毎年の定例的なものは、3~5年程度で削除する。
- ◆パソコンやUSBメモリー等に保存している文書で個人情報が入っている ものは、上書きして使用し、不要となった時点で速やかに削除する。

《学校から配布される文書に関して》

◆学校から本部及び各委員会へ配布される書類には、決定前事項のものや、 取扱注意の文書もあるため、コピーして使用する際は取扱いや保管に十分 注意する。

《PTA本部通信について》

◆載せたい記事があるときは、運営委員会の前に広報委員まで連絡する。

<通知文の書式>

	令和*年*月**日	◆配布日・・・・・・①
PTA会員各位		◆配布対象者・・・・②
	坂戸市立南小学校 PTA 会長 氏 名	⇔会長名は必ず・・③
	***委員長 氏 名	◆文章の責任者・・④
* *	* の御案内	◆見出し·······⑤
下記要領で****:	◆挨拶文等・・・・・・⑥	
何かと御多忙のことと存	じますが、御出席いただきたく御案	
申し上げます。		
	記	
1 日 時 *月**日**時~		
2 場 所 *******		
3 内容		
(1) *** *		
(2) *** *		
(3) ***		
+	リトリ	*以下出欠をとる場合
○○委員会 あて		_
**日までにお子さんを通じて、担任の先生へ提出してください。		┃ ◆締切日を入れる・⑦
***に出席します。		
年_組_	<u>会員名</u> 電話番号	

注意事項

- ◇ ②の配布対象者は、PTA会員各位、PTA役員各位、○○委員各位、等。
- ◇ ④の文章の責任者名は、委員長名を入力する。
- ◇ 出欠をとる場合は、必要に応じて児童名も入れる。

PTA会計について

1. 各委員会の事業費(各委員会活動費)について

- (1)年度初めに、本部会計より示された各委員会の予算の範囲内で活動・運営すること。
- (2)予算費用を超える事業費が必要な場合は、本部副会長を通じ、事前連絡を行い、本部役員会で必要と判断されたものについて対象とする。

2. 会計の支払い方法

《支払いの請求》

※支払いの請求は、各委員会の正副委員長及び会長・副会長を通じて請求する。

《支払方法》

- ※支払方法は、前払いと立替払いの2通りがある。
- 一般会計の運営委員会渉外費、広報委員会活動費の広報印刷費は費用が高額のため、前払いの対象とする。それ以外の費用は、立替払いの請求とする。
- ※物品等購入後、速やかに正副委員長、担当会長・副会長及び会計ヘレシート画像を LINE等で送信する。
- ※原則、クレジット払いやインターネットでの購入は禁止とする。

《支払日》

※支払日は、原則として運営委員会当日とする。

《支払いに必要な書類》

- ※支払った領収書、レシートの裏面に各委員会名、支払った人の名前を明記し、支払い 当日持参する。
- (少額のものは、購入内容などの内訳が分かるため、レシート対応の方が良い)

校外指導委員会PTA活動マニュアル

1. 主な活動について

- (1)年間を通して朝の交通当番のお世話
- (2)学校から依頼された行事の協力
- (3)安心安全(環境浄化)パトロール
- (4)こども110番協力
- (5)登下校班及び地区編成
- (6)次年度校外指導委員募集
- (7)入学説明会で交通当番等説明
- (8)交通指導当番表作成·配布
- (9)児童の転出入に伴う業務

【転出入の連絡経路】

- 学校➡担当副会長➡校外委員長➡登下校代表➡担当校外委員
- ※個人情報保護の観点より、SNS での連絡は禁止。電話連絡を原則とする。
- (転入)・担当校外委員は、転入した保護者に集団登校(通学班、班長、集合場所等)や交通当番について説明し、参加協力を求める。
 - ・担当校外委員は、班長に転入がある旨を連絡する。
 - ・登校班名簿及び地区連絡網に追加。
- (転出)・担当校外委員は、班長に転出がある旨を連絡する。
 - ・班長及び副班長が転出する場合は、新たな班長及び副班長にその旨を連絡する。
 - ・登校班名簿及び地区連絡網から削除。

【転入·転出共通業務】

変更後の通学班名簿と地区連絡網をコピーして、委員長及び学校へ提出する。

2. その他

- (1)交通指導当番の引き継ぎを確実に行う。担当地区に問題がないか、交通当番ノートは随時確認する。
- (2)春休み・夏休み中、当番の袋は、校外委員が中身を点検・保管すること。
- (3)緊急時や学校及びPTA行事の際に、学校又はPTA役員から連絡を受けた場合は、地区連絡網で速やかに連絡する。

学年委員会PTA活動マニュアル

1. PTA 会費の集金について

年1回、各クラスにおいて授業開始前に、家庭数で集金する。 その際、印鑑・電卓を持参する(詳しくは、当日説明あり)。

2. 懇談会について

- (1)各学年委員は、懇談会の連絡係を務める。
- (2)学校と本部からの情報提供。

3. 資源回収について

資源個別業者回収……毎月第一日曜日に実施 資源回収表の配布・ポスティング

4. その他

学校から依頼された行事の協力

- ・学校から依頼された行事の受付・集金
- ・連合運動会手伝い
- ・卒業式及び入学式の手伝い

成人教育委員会PTA活動マニュアル

講演会、講習会等の企画・実行について

- (1)家庭教育学級を実施する(人権教育、給食試食会、その他の講習会等)。
- (2)企画内容については、成人教育委員全員で相談する。
- (3)使用場所は、原則として南小学校内とする。 (学校外の施設を利用する場合は、PTA会長、校長先生の承認を事前に得ること。)
- (4)学校施設を利用する場合は、事前に学校の都合を伺う。
- (5)各担当での決定事項は、必ず委員長に報告する。
- (6)家庭教育学級当日は、準備・後片付け等成人教育委員全員で協力する。

《講習会、講演会の進め方(基本)》

- 1 開会の言葉【司会者:成人教育委員】
- 2 挨 拶 · 主催者: PTA会長(副会長)

※事前にお願いしておく。

- ·学校代表:校長先生(教頭先生)
- ※必要に応じてお願いする。
- 3 講師紹介(司会者又はよく知っている)
- 4 講習、講演(終わりに5分間位質疑応答の時間を設ける。)
- 5 お礼の言葉【成人教育委員長】
- 6 閉会の言葉【成人教育委員】
- ◆配布通知文、各資料はファイルして残しておくこと。
- ◆講習会、講演会の前後に成人教育委員会を開くこと。 (提案や反省等を話し合い、記録して残すこと。)